

## 特集 平成30年度税制改正大綱のポイント

さる12月14日に、平成30年度税制改正大綱(以下「大綱」という。)が自民党ホームページ等で公表されました。預り資産関係では、このところ、毎年のように大きな改正が掲げられておりましたが、今回は、既存の制度のこれまで使い難いとされて来た点の変更が多い印象です。改正のポイントは以下のとおりです。

- 【ポイント1】 「非課税口座簡易開設届出書」制度の新設～NISAの口座開設申込時における即日買付けの実現
- 【ポイント2】 NISAの5年非課税期間満了時に、(ロールオーバーせず)特定口座へ移管する場合に「非課税口座内上場株式等の非課税口座から特定口座への移管依頼書」提出が不要に
- 【ポイント3】 非課税口座廃止届出書が提出された時に、個人番号未告知者は、税務署へのe-Taxの際に、マイナンバーの届出が不要に
- 【ポイント4】 特定口座、NISA、ジュニアNISAの異動届出書につき、住所・氏名等の変更時には都度提供が必要とされていたマイナンバーについて、番号既告知者は提出が不要に

以下それぞれについて、解説・コメント等いたします。

### 【ポイント1】 「非課税口座簡易開設届出書」 制度の新設～NISAの口座開設 申込時における即日買付けの 実現

上記の「～」以下の副題は、大綱の記載ではなく、金融庁ホームページ掲載「平成30年度税制改正について一税制改正大綱における金融庁関係の主要項目ー」

(URL <http://www.fsa.go.jp/news/29/sonota/20171222/20171222.html> 以下「金融庁HP」と表記。)によります。従来NISA口座を開設するには、金融機関に「非課税適用確認書交付申請書」を提出し、金融機関はそれを受けて、税務署にe-Taxで非課税適用確認書の交付申請(俗に「仮申請」と呼ばれる)を行い、2週間程度のうちに、税務署において重複申請等がないことを確認のうえ、非課税適用確認書が交付されると、NISA口座が開設できる建付けになっ

ていました。これだと、お客様はNISAで投信等を購入するためには、非課税適用確認書の交付申請手続きから約2週間後に再来店し、買付申込書を提出する必要があります。

新制度では、非課税適用確認書の添付を要しない非課税口座簡易開設届出書の提出ができることとなり(従来方式と選択制と思われる)、金融機関はNISA口座を(簡易)開設するとともに税務署にe-Taxで届出をすることになります。それを受け、税務署からは、

①重複申請(「金融庁HP」では「二重口座)等があれば「NISA口座の開設が当初よりできなかった」旨

②なければ「既に行った)NISA口座開設が適当である」旨が通知されることとなります。

そして、②の場合はそのままNIS

A口座が存続するが、①の場合は「簡易開設NISA口座で買い付けて、保有している商品は、口座開設当初に遡及して一般口座へ移管する」とされています(「金融庁HP」より)。

これにより、お客様は非課税口座簡易開設届出書(以下「簡易届出書」という。)の提出と同時にNISA口座での投信等の買付申込書が提出できることになり、上記の再来店が不要で、来店は1回で済むようになると想定されます。

ただし、現段階では(情報が少ない中)次のような点が懸念されます。

- i) 上記税務署より①で「NISA口座の開設が当初よりできなかった」旨の通知が来た場合、システムのオペレーションとして、NISA口座については「遡って取消し」対応ができるのか、「NISA口座廃止と類似の対応」になるのか。

ii) 二重口座の場合、口座開設当初に遡及して一般口座に移管について、これ自体は明快ですが、お客様としては、一般口座に移管された後、あるいは移管前でも遡及して一般口座扱いになるので、譲渡益が出れば、確定申告が必要になります。また取消しまでの約2週間に(普通)分配金が支払われた場合、遡及課税が発生することになると考えられます。

iii) 一方、「口座開設当初に遡及して一般口座へ移管」が法令で定められると、買付け約定自体の取消しは、金融機関としては「する義務」はなくなります。しかし、簡易開設届出の説明時にお客様に買付け取引自体の取消しができると、誤解を与えてしまうと、「事故」として原状回復・賠償等をせざるを得なくなる可能性もないとはいえ、説明の仕方は明確に定めて徹底する必要があります。

その他、このような簡易な口座開設の届出が可能となった場合、周知のされ方によっては、いたずらに(駄目元で)いくつもの金融機関に届出をする者が出て来るおそれもないとは言えません。

今後公表される予定の法令や日本証券業協会のガイドライン等で、これらやそのほかの実務上の懸念を相当程度解消できる手立てが講じられることに期待したい所です。

## 【ポイント2】

**NISAの5年非課税期間満了時に、(ロールオーバーせず)特定口座へ移管する場合に「非課税口座内上場株式等の非課税口座から特定口座への移管依頼書」提出が不要に**

平成30年末には、平成26年に設定された非課税管理勘定の5年の非課税期間が満了し、「初めてのロールオーバー(以下「RO」)

のタイミングを迎えます。

ROの概略は以下の通りです。

- ・満了翌年の平成31年の非課税管理勘定(120万円の非課税枠)に移管でき、それにより平成26年に買付けた投信等については非課税期間がもう5年間延長される
- ・移管する場合(平成29年度の税制改正で)上限が撤廃されており、平成26年当時100万円の非課税枠で購入した投信等が130万円など(非課税枠120万円を超えて)値上がりしていても、その全額を平成31年枠に移管できる
- ・ただしその場合、平成31年の非課税枠を使用したことになるので、平成31年に新規の買付けはできなくなる(平成30年12月31日の時価が120万円以下で移管すれば、差額分の買付けは可能)
- ・ROを希望される場合、「非課税口座内上場株式等移管依頼書」という法定帳票を書いて、提出してもらう必要がある

といった仕組みですが、金融機関に在籍する人でも、その理解や説明は容易とはいえないと思われま

す。「ROしたい=平成31年の非課税枠に移管したい」という意思を積極的に表明しなかったお客様が、確定申告を避けるために特定口座(源泉徴収あり)に入れたいという場合、従来は「非課税口座内上場株式等の非課税口座から特定口座への移管依頼書」を提出する必要がありました(提出しないと、一般口座へ移管される)。それが今回の改正により、特定口座に移管する場合に当該帳票を書いてもらうこと、提出してもらうことが不要になるということになります。

これにより、平成30年末に向けて、金融機関から平成26年の買付け残があるお客様全員に「ROされますか?」の意向確認レターを送ったが、連絡不着や着いても

読まない、理解できない等で何の返信がない場合にも、特定口座開設済みのお客様であれば、とりあえずの対応として特定口座に入れることが可能になります。中には後日「一般口座へ入れたかった」と言ってくるお客様もいらっしゃるかも知れませんが、特定口座から一般口座へは移管ができる(一方、逆はできません)ので、「知っていればROしたかった」以外のお客様には、基本的にニーズに答えられることとなります。

特に、ROはただでさえ複雑な制度で、意向確認レターを読んでも内容が理解できない蓋然性のほうが高く、「反応なし」が圧倒的に多くなると見込まれる所、とりあえずの処理ができることとなったことは、金融機関にとっては大きな負担軽減になると考えられます。

とはいえ、ROをしたい場合には前記の帳票記載が必要になる点はず変わり、また一旦特定口座に入れてしまったものは、非課税口座には戻せないため、お客様の不満が出ないようにするには、慎重かつ早め早めの対応が必要と思われま

## ＜ROに関し、意外に認識されていないポイント＞

- ・ROは、上限撤廃がされたが、元々は「(たとえば平成26年非課税枠中の)一部だけROし、残りは特定口座へ」といったことも可能な制度である。ただし、あまりに複雑になるので、差し当たりは「原則受付不可」等と案内しておくのが良いと思われる。
- ・平成30年の非課税枠がつみてNISAの人は、そのままではROができず、平成31年の枠を120万円の枠に戻す手続きが事前に必要になる。また、その周知も必要。

そして、

- 平成 26 年の非課税枠で買付け後、金融機関変更して、平成 30 年の非課税枠が他社にあるお客様は、再度、金融機関変更等をしてもらい、平成 31 年初には当社（当行）で 120 万円の非課税枠が設定されるようにしないと R O できない。

なお、お客様が R O することのメリット／デメリット、言い換えると「どういう場合のお客様が R O したいと考えるか？」も良くお問合せをいただく論点です。回答としては、お客様の状況によるものの、

- 平成 31 年に非課税枠で新規買付けをする予定や資金がないお客様であれば、R O すれば、非課税枠を無駄にすることなく活用できる。
- 平成 30 年末まで保有した投信等の運用成績が良好で、今後もう一段の値上がり期待ができる場合、R O したほうが良い。

一方、デメリットは第 1 点目のメリットの逆で、非課税枠を食ってしまうと、その分は新規の非課税投資ができなくなること、といえます。

### 【ポイント 3】

**非課税口座廃止届出書が提出された時に、個人番号未告知者は、税務署への e-Tax の際に、マイナンバーの届出が不要に**

これはあまり説明も不要と思われそうですが、非課税口座廃止届出書の税務署への e-Tax 報告の際、法令上はマイナンバーも届出事項とされていたため、法令どおりにしようとする、これまでマイナンバーを提供していなかった「番号未告知者」に対して、「廃止届を提出してもらうためにはマイナンバー提供が必要です」と案内する必要があり、「マイナンバーを出したくないから N I S A を廃止した

いの、それができないとは！」というトラブルの種になるケースが多く聞かれました。実務上は、交渉しても結局マイナンバーを提供してもらえず、事跡を残してマイナンバーなしで廃止届を受け付け、e-Tax をしている金融機関が多いと思われ、（それでも税務署で受け付けされた、という話も多く聞かれる）。それが今回改正の施行日（大綱には明示がないが、例年の例では平成 30 年 4 月 1 日が有力と思われる）以降は、マイナンバー徴求（提供を求めること）も必要でなくなり、そのため事跡を残すことも不要となります。

### 【ポイント 4】

**特定口座、N I S A、ジュニア N I S A の異動届出書につき、住所・氏名等の変更時には都度提供が必要とされていたマイナンバーについて、番号既告知者は提出が不要に**

マイナンバー関係法令の施行から 2 年間ずっと、「既に 1 回提供してもらっているのに、なぜ再度提供してもらわないといけないのか？」とこれまで不満の種になっていたものが、今回ようやく改正されることになりました。これにより異動届出書も、平成 28 年 4 月から特定口座・N I S A の開設届出書の提出時にマイナンバー提出が不要になったのと同様の扱いに変わることになります。

この改正も施行日が大綱に明示されておらず、平成 30 年 4 月 1 日が有力と思われ、廃止届出書の提出と同じく、あるいは提出頻度の多さから廃止届出書以上に、「法令改正を待たずに、社内的に、平成 30 年初から前倒し実施したいのだが？」とのご相談を、大綱の公表日以来、毎日のように受けています。あまりにその相談の数が多いので、ご相談のあった会社が揃って、フラッシングで実施すれば、「みんなで渡れば怖くない」の状態になるのでは？と思うほどです。

もちろん当局から「前倒しで実施して良い」との案内があれば（※）

一番良いですが、とはいえ、前倒しにて実施したとしても、法令改正が既定路線となっている以上、大きなペナルティーはないのではないか、と期待しています。

※前倒し実施が認められたケースとして、過去には、平成 28 年 1 月 13 日付「『マイナンバー記載対象書類』の見直しについて（金融庁総務企画局政策課総合政策室）」で、平成 28 年度税制改正で、平成 28 年 4 月 1 日以後は不要とされた、非課税口座廃止届出書へのマイナンバー記載（なお e-Tax 届出時は必要）を、「施行日前においても、運用上、（個人番号の記載がなくとも）改めて求めない」とされた例などが存在します。

### <結びに代えて>

本稿の執筆中に、某社の依頼で昨年の N I S A 約款改正点の解説を書いていた所、大綱の改正【ポイント 2】、特定口座への、5 年終了時の移管の際の帳票提出が不要になることにつき、昨年の協会ひな型の改正でわざわざ「『所定の帳票の提出があった場合』に特定口座への移管が可能」と改正されていることを再認識しました（協会ひな型第 8 条）。

これが平成 30 年には再度、「ただし、非課税期間終了時の特定口座への移管の場合は当該帳票の提出不要」の趣旨が追加改正されることになりそうです。

㈱アーティス総研は今年も、皆様のお役に立ちそうな情報提供に努めて参ります。

# アーティストからのお知らせ

各種サービスにご関心をお持ちの方は、営業担当者またはお近くの本支店までご連絡ください。

## ○ ビデオライブラリー

「税制シリーズ、4タイトル」、「業務スキル-I、4タイトル」に、「資産運用の基礎、5タイトル」と「つみたてNISA 制度上の留意点」が加わり、3月には「業務スキル-II、高齢者対応などの4タイトル」がリリース予定です。いずれも金融機関の皆さまに役立つスキルや業務上のヒント、手がかりをスマホなどで気楽に楽しみながら掴んでいただくことを目的としています。(各タイトル、視聴時間は30分～80分) 近日中に100タイトルまで充実させる予定です。

## ○ WebGuide® - 自己啓発講座等の掲示・紹介ポータルサイト -

インターネットまたはイントラネット上で各種eラーニング・通信教育・研修等の講座の案内、申込、申込一括集計、支払、受講者管理・集計などが可能なWebサービスです。企業負担の費用はありません。研修担当者の皆様は、各主催会社の講座について、独自分類と受講者向けメッセージを登録した上で受講者に公開します。受講者はサイト上で各講座の検索・比較・申込ができます。

## ○ IQS - 人材育成プログラムを支援するシステム -

eラーニング講座や通信講座の履修、公的・民間・社内資格の取得、集合研修の受講、業務スキルの修得レベル、昇給・昇格条件としてのポイント、能力・業績考課等を社員属性ごとに必須要件として設定し、それらの充足状況の多次元分析を可能にすることで人材育成を支援するものです。また要件の充足と業績の相関分析なども可能になります。単独での利用の他、DCAMやWebトレーナーなど当社の他のシステムと同一のプラットフォーム上でもご利用いただけます。

## ○ RPA ベースのロボサービスの開始

本年4月から以下の3つのRPAロボサービスを提供開始いたします。ご期待ください！

### 1. 「ファンドロボ」・・・投資信託販売支援ツール

面談(顧客)カードが作成されていない場合でも簡単な質問に基づいて、顧客の属性や資金性格に適合したポートフォリオ構築・リバランスや、売買候補銘柄の提案を系統的に可能にするツールです。

### 2. 「生保ロボ」・・・生命保険販売支援ツール

相続対策としての生命保険の活用に伴う多くの複雑なロジックと計算をRPAで自動化し簡便化することで、顧客提案を支援する強力なツールとして提供いたします。

具体的には、①相続税の概算値と②税の軽減効果を最大化する生前贈与額の自動計算を行った上で、③対応する生命保険の選択を行えば、相続税非課税枠や保障効果、資産運用効果と生前贈与の税軽減効果などを併せた計算結果を提示するものです。当社ならではの正確なロジックと迅速な制度対応力に裏付けられたツールです。

### 3. 「LPロボ」・・・ライフプラン作成ツール

ライフステージやイベントごとに多くの画面と入力ステップを経て作成する従来のライフプランシミュレーションは、時として面倒で退屈なものです。当社が4月よりサービス開始します「LPロボ」は、イベントごとの多くの画面やライフステージによっては不要な入力画面の表示などの退屈な要素を「極力削除」しました。ライフプランイベント表も自動作成・印刷可能です。

## ○ ドリル学習講座 - 初級・中級レベルの品揃え -

ドリル学習講座では、昨年、「冊子テキスト」サービスを開始し、eラーニング受講終了後の冊子での復習を可能にし、加えて、オプションとして、「実力検定試験」を受験する前に各種のテスト合格を義務付け、内容の習熟を徹底するための「再学習機能」を付加しました。今年は既存の講座に初級と中級の品揃えを行います。他の区分の講座を併せると(ビデオライブラリーは除いて)、約400の学習講座の提供が可能となる予定です。

## お問い合わせ

アーティスト株式会社 <http://www.artis.co.jp> [info89@infobank.co.jp](mailto:info89@infobank.co.jp)

[本社：営業本部]	東京都港区南青山 1-2-6 ラティス青山スクエア	tel : 03-5410-9301
[仙台支店]	宮城県仙台市青葉区中央 4-6-1 住友生命仙台中央ビル	tel : 022-721-2051
[名古屋支店]	愛知県名古屋市中区錦 3-5-31 ジブラルタ生命名古屋錦ビル	tel : 052-253-7105
[大阪支店]	大阪府大阪市淀川区宮原 3-5-24 新大阪第一生命ビルディング	tel : 06-6152-8021
[福岡支店]	福岡県福岡市博多区博多駅前 2-3-7 シティ 21 ビル	tel : 092-418-7325

